

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに
会社法施行規則第 189 条に定める書面)

株式会社エムケイシステム

株式会社ビジネスネットコーポレーション

2020 年 1 月 7 日

2020年1月7日

吸収分割に係る事後開示事項

大阪市北区中崎西2丁目4番12号
株式会社エムケイシステム
代表取締役 三宅 登

東京都文京区本郷一丁目28番34号
株式会社ビジネスネットコーポレーション
代表取締役 三宅 登

株式会社ビジネスネットコーポレーション（以下、「分割会社」といいます。）及び株式会社エムケイシステム（以下、「分割承継会社」といいます。）は、分割会社と分割承継会社との間で締結した2019年11月15日付吸収分割契約書（以下、「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2020年1月1日を効力発生日として、分割会社が、開発部松山開発センターにおけるシステム開発事業に関する権利義務を、分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

本件吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2020年1月1日
2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
 - (1) 株主による吸収分割差止請求手続
本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、会社法第784条の2に基づく株主による吸収分割差止請求権は発生しません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当するため、会社法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 新株予約権者の新株予約権買取請求手続

分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者保護手続

本件吸収分割において、分割会社の債権者には、会社法第 789 条第 1 項第 2 号に定める債権者に該当するものがないため、会社法第 789 条第 2 項の規定による手続は行っておりません。

3. 分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 株主による吸収分割差止請求手続

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、会社法第 796 条の 2 に基づく株主による吸収分割差止請求権は発生しません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、会社法第 797 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 債権者保護手続

分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2019 年 11 月 25 日付の官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いましたが、会社法第 799 条の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件吸収分割により分割承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

分割承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2020 年 1 月 1 日をもって、分割会社から、本件吸収分割契約に定める分割会社の開発部松山開発センターにおけるシステム開発事業に関する資産、負債、契約上の地位、及びその他の権利義務を承継しました。

5. 本件吸収分割による変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）
2020 年 1 月 6 日

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）
該当事項はありません。

以上